

## 江戸時代で活躍した商人系譜（その2）

### ——住友家の場合——

幾 石 致 夫

#### <目 次> まえがき

- 1 住友政友のこと
- 2 住友における銅精錬と貿易の発展
- 3 住友泉屋の金融業への進出
- 4 金融事業の拡大
- 5 掛屋
- 6 金利について
- 7 江戸時代の住友家家法

## まえがき

『商経論叢』第1巻第1号では江戸時代で活躍した商人として、最初に鴻池家を「江戸時代の商業」の中で取りあげたが、今回は現代も日本の経済グループの中でも大きな力をもって活躍している住友グループの祖先としての住友家にライトを当てて、経営史的観点よりこれを検討することにした。本解説論文を書くに当っては参考文献を幅広く検討したが、とくに住友銀行本社が刊行した『住友銀行80年史』によるところが多かった。ここに同書編集室に深甚の敬意を表するものである。

### 1 住友政友のこと

住友家の場合、先祖について考える際、一般には家祖と業祖に分けて考察しているようである。

家祖という場合は、文字通り祖先を指し、住友家の場合は、直接的には、住友政友のことをいい、政友にいたる住友は、遠く桓武天皇(781~806年)の第五皇子葛原親王の孫高望王にはじまる平氏の出といわれ、高望の22世の子孫。備中守忠重がはじめて、住友の姓を名のったが一時は入江姓を名のったこともあって、ふたたび住友の姓にもどった。政友の父は、住友権左衛門といい、趣前丸岡城で5,000石の殿様であったが、政友はその二男であった。

政友がはじめて手がけた商売は1630年頃(寛永初期)のことであり、京都仏光寺上柳町(現在の烏丸東入ルあたり)で薬舗兼書籍業をいとなんだことになっている。

中央政府的な年代でいうならば、3代将軍家光の時代であり、幕府の基礎も漸くかたまり、国内交通、都市形成、商品流通(主として農産品)などが発展し、いわゆる貨幣経済が普及はじめた頃であった。

政友は12歳(1596年)のころ、母の小仙につれられ、京都に出、涅槃宗という仏門の一派に入信し、一時はこの宗派は朝廷にも認められ繁栄した。政友は師

の空源に師事し、布教につとめたが、師の死後は天台宗に吸収合併されたようである。政友はこの間、前述のように、処世の方便として、薬種と出版業をいとなみ屋号を「富士屋」と名のった。薬種の方は有名な「友魂丹」（万病薬）があり、出版の方は、「即身成仏義」（空海）、「往生要集」（惠心僧都）、「驛驔全書」（馬術と馬病の図書）、「御成敗式目」（貞永式目・鎌倉幕府の法典）がある。

彼は前述のごとく熱心な宗教家であると同時に商人であり、その宗教の精神を商業を通じて普及につとめ、彼の処世訓や商売上の心得は、多数の書状や遺戒として残り、後世の家訓・家憲の基礎となった。

たとえば「文殊院（政友のこと）旨意書」の中でつぎのような修文がある。

商事は、不及言候へ共、萬事、情ニ可被入候。（あきないごとはいうまでもなく、万事に心をこめて、ていねい・慎重にしなければならない。）

一、何ニ而もそうばよりやすき物にて来候共、根本をしらしめ物ニ候ハバ、少もつかい申問敷候。（なんであれ普通の相場より安い商品をもってこられても、眞の理由がわからない場合には、少しも買ってはならない。そのような物は盗品と心得なさい。）

一、人のくちあいせられましく候（他人の中介＝保証＝になってはならない。）

一、かけあきないせられましく候（掛けあきないをしてはならない）

一、人何やうの事申候共、気ミしかく、ことあらく、申ましく候。（人がどのようなことをいっても、短気を起こし、荒々しい言葉を使ってはならない。必ず何度も繰り返して、こちらの意をくわしく伝えるようにしなければならない。）

このほかにも趣意書の中には「他人に一夜の宿を貸してはならない……」の項があるが、これは、その頃、無賴人や浪人が多く、幕府は彼らに関連して連坐制をとっており、他人と掛け合ふと処罰されるおそれがあったという社会的に特殊な背景を控えていたためと思われるが、要するに彼は極めて慎重に用心深い行動を要求したものと解釈してよいであろう。

### 銅精鍊業と住友家業祖

蘇我理右衛門はつとに住友家の業祖として知られている。

彼は、若い時に、銅吹き（銅精鍊）と銅細工をおぼえ、後刻、外国人から「南蛮

吹き」と称する銅精錬の新技術を学び、それは、銅に鉛を加え、粗銅の中にふくまれる銀を、分析抽出する方法であった。この新技術が住友の事業を繁栄に導いたといわれている。それまでは、日本は銀をふくんだままの銅を外国に輸出しており、そのことはすなわち、貴重な銀を銅の一部として外国人に売り渡し、外国人は然るのちに銀を分析抽出していたのである。そういう意味で彼は国に大きな利益をもたらしたものといえよう。彼の曾孫である住友友房の「先祖聞伝書」あるいは友房の孫の友良の「先祖傳書」によると理右衛門は、その新技術を自家の秘伝としたのみならずその技術の普及につとめたという。理右衛門はこのために銅吹き屋の中でも指導的な地位を占めたといわれる。豊臣秀頼が再興した京都東山。方広寺の大仏と、同寺の大梵鐘に使われた銅は理右衛門の手によるものといわれている。彼は精錬・細工のみではなく銅の販売流通にも大きく貢献があったものようである。

彼は屋号を「泉屋」と称し、菱井桁印を商標としていた。現在の住友銀行をはじめとする住友関連企業が使用している菱井桁印はこの時から連綿としてつづいているものである。

因みに住友政友、理右衛門、友以の略年表を示すと表1の通りである。これによると住友家と蘇我家の密接の関係を知ることができる。理右衛門一家は、政友を尊敬し、その教えを受けていた。

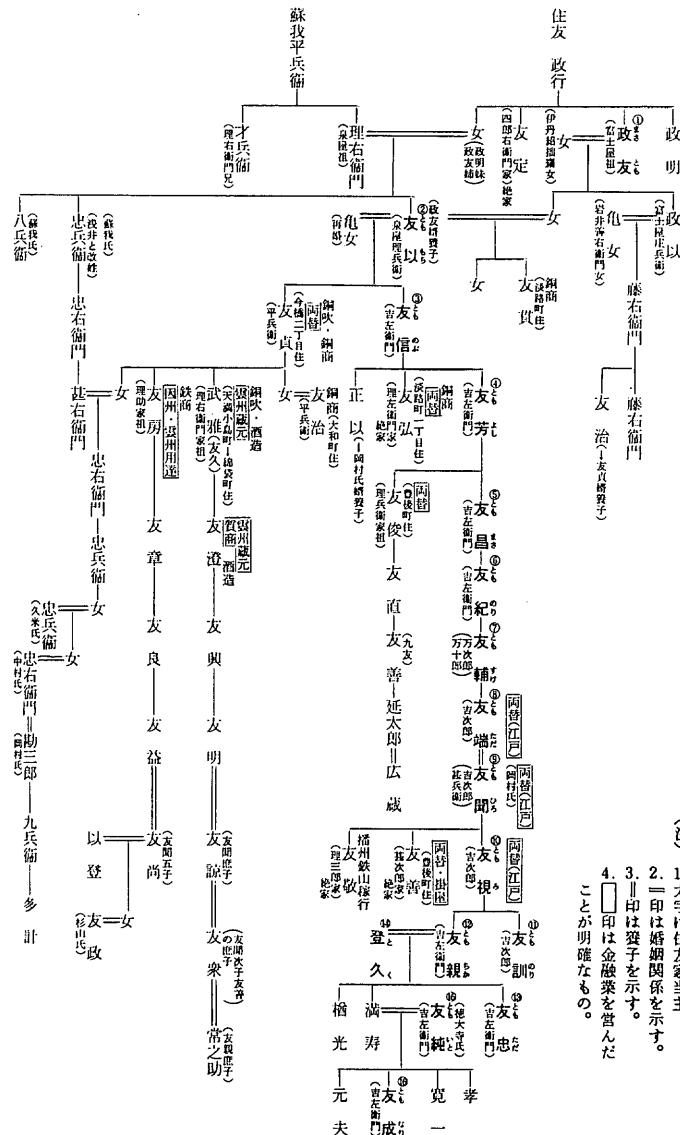
本家の庄兵衛政以は、父政友の存命中に死亡し、その子藤右衛門があとをつぎ、その後富士屋の書林・薬舗の事業も思うように行かず、友以のおこした分家に、その事業も吸収された。

友以にはじまる住友泉屋は、家系上は住友家の分家であり、事業的には蘇我家の分家という関係にあるわけだが、その後、住友本家を吸収し、蘇我家の事業も併合し、文字通り、住友泉屋本家となった。

友以は、本店を京都から大坂に移して、銅吹業を大坂に定着させると共に、その貿易にも力を入れ、銅関係業界に第一位の地歩を固めるにいたった。さらに彼は銅鉱山業、あるいは両替業にも進出し、当時すでに大坂で第一位の豪商となるにいたった。

四代目友芳の時代になると、元禄四年に、別子銅山を開坑し、銅貿易業と併

表1 住友氏・蘇我氏略系図



せて斯界第一位の位置を確保するにいたった。同時に幕府から税の諮問に答え積極的に献さくし、以後同家の積極的な奉仕に幕府はその労を大いに評価した。友以・友信・友芳の3代に亘って住友家の立場はゆるぎなく確立されていったのである。

## 2 住友における銅精錬と貿易の発展

江戸初期における銅貿易の起源は慶長末年～元和期とされており、当時における住友銅貿易商人としては、泉屋吉左衛門、大坂屋久左衛門、大塚屋甚右衛門、丸銅屋仁兵衛の諸氏がすぐられており、このうち泉屋吉左衛門は銅貿易と同時に銅吹き業にも積極的であったと伝えられている。

当時、幕府は、南蛮吹きが金銀の海外流出に役立つとして、輸出銅は、抜銀した棹銅に限るとして、大坂では、泉屋をはじめとして特別に許可したもののみに扱わせることとしたので大阪の銅吹き業は大いに繁栄したのである。当時荒銅100万斤から銀100貫目を絞り出したというから、数字は明確でないが泉屋は銅吹きでかなりの利益をあげたものと推察される。この銅吹きによる利益は泉屋の利益になるが、終局的には銀の海外流出をふせぐことになるので、結果的には国家の利益に結びつくものとして幕府は泉屋をはじめとして大阪の銅吹き屋を厚く保護したのである。

泉屋は1714(正徳4)年以後は幕府により精錬技術を買われ、元禄・宝永の悪貨改鑄に際しては、はじめて銅吹き屋として泉屋は鋳造に参加することを命ぜられた。当初は浅草の泉屋の吹きどころで行なわれたが、やがて、京都でも銀貨改鑄の仕事に携わることとなった。

友以が大坂に進出した1623(元和9)年頃はわが国の対外政策が鎖国に切り替えられようとしていた時期もあり、1639(寛永10)年から1639(同16)年までの間に5回にわたり鎖国令が出されいまや鎖国体制が完成を見て、貿易港は長崎一港に限られ、相手国はオランダと中国の2国のみに限定されることとなった。

当時の主な輸入品は、生糸、織物、砂糖、薬品、皮かく、雑貨、書籍などであり、又、一方、輸出品といえば、銀、銅、銅製品、樟腦、陶磁器、海産物で

表2 幕府銅の払い下げ割当額(延宝3年)

貢 分	
泉屋 吉左衛門	18,666.6666
同 平 八	
同 与九郎	
錢屋 作右衛門	6,666.6666
平野屋 平兵衛	6,333.3333
銅屋 善兵衛	4,066.6666
熊野屋 彦三郎	3,666.6666
大坂屋 久左衛門	3,000.0000
大塚屋 甚右衛門	2,500.0000
塩屋 八兵衛	1,833.3333
丸銅屋 仁兵衛	1,666.6666
増田屋 伝兵衛	833.3333
山形屋 弥右衛門	666.6666
合 計	49,899.9995

(注) 住友修史室編「泉屋叢考」第9輯による。

表3 江戸時代の銅輸出高

(単位 1,000斤)

期 間	最 高	最 低	年平均
1663～1670（寛文3～10）	2,996	1,106	1,856
1671～1680（寛文11～延宝8）	4,343	2,601	3,334
1681～1690（天和1～元禄3）	5,795	2,937	4,893
1691～1700（元禄4～13）	9,020	4,121	6,414
1701～1710（元禄14～宝永7）	7,431	5,276	6,407
1711～1715（正徳1～5）	5,258	1,914	4,180

(注) 「泉屋叢考」第9輯による。

あり、その後銅のウェイトが多くなり、輸出品の約7割を占めるようになった。その後長崎貿易制限令が発布されてからは、銅は輸入貿易をまかぬ交換財としての機能を果たすようになった。輸入の大半は銅輸出でカバーされることになったわけである。この間における銅取引における権威者の住友泉屋の役割は大きく評価されている。

住友泉屋は、友以のとき銅貿易商のなかで最大の地位を占めていたのである。

1637（寛永14）年に、幕府は、寛永通宝錢鑄造用ならびに軍備上の必要上から銅の輸出禁止を行い、これに対し銅輸出業者は挙ってこれに反対して、この輸出

表4 住友泉屋の輸入品仲買取引高  
(単位銀、貫目)

	買入高	売上高
1673（延宝1）	316	264
74（2）	578	330
75（3）	546	742
76（4）	306	566

(注) 1. 本・分家合算。

2. 「泉屋叢考」第10輯による。

禁止の解禁嘆願へ江戸に向った業者代表は7人であり、このうち、泉屋理兵衛(友以)、忠兵衛(弟)、同八兵衛、伯父・金屋長右衛門、伯母むこ・鑑鉛屋と兵衛の5人は泉屋一族であり、このことからも当時の銅業者の中で泉屋の地位の重要性をはかり知ることができる。この解禁陳状の効果のためか、輸出は、1646(正保3)年にゆるされ、同時に銅貿易業は、幕府の特許制となり、9人のうち、5人が泉屋一族で占められることになった。その後、1668(寛文8)年に再び強力な貿易統制が施かれて、再び輸出禁止が強行されることになった。この時も、泉屋吉左衛門(友信)ら一族が解禁陳状の先頭に立って闘い、解禁許可を獲得したが、この頃より、国内の銅産出が盛んとなり銅貿易に携わる人間が増えってきた。たとえば足尾銅山における産出が能率をあげていたころ、これに眼をつけて宗智らの受入出願がでたのであるが、幕府はこういったブローカー的な業者の出願を拒否し、泉屋、大坂屋、平野屋など6軒の堅実な業者を請け人として指定した。

その後、「足尾五ヶ一銅」と呼ばれる銅の輸出制度で、売上げの送金については、泉屋と大阪屋が為替方を幕府より命ぜられている。また簇出する銅輸出業者を整理する必要上から、幕府は、1678(延宝6)年に正規の銅輸出業者として、16株を規定し、10株が大坂の業者が獲得し、そのうち泉屋関係としては、吉左衛門(友信)、与九郎、平八、平兵衛の4株が認められることになった。

銅貿易は、国内産銅の増加、外国における需要増から、発展の一路を辿り、寛文末期から元禄の30年間に4倍に増大している。この間にあって泉屋の活躍は誠に大なるものがあったといえる。

この間にあって幕府は当時の財政難に処するため、1695(元禄8)年以後、金銀貨幣を改鑄し、その差益をかせいた。その結果、外国商人は高品位の金、銀貨よりも、代物替銅による交易を欲した。そのため、幕府は、銅輸出額を1697(元禄10)年に決定し、総額銀1万6,000貫の輸入年額に対して、銅の最高輸出を中国船640万2,000斤、オランダ船250万斤、合計890万2,000斤と定めた。輸出銅は、輸入に対する交換財として決定的な役割をもつようになった。1701(元禄14)年には大坂の石町に、銀座の分局として、銅座を設置して、銅の蒐荷、精錬、輸出などの一切の実勢をその管轄下におき、ここで銅は統制品となり、輸

出銅は、「御用銅」と呼ばれるようになる。

しかるのちに、産銅が減少し、銅の国内価格が国際価格を上回るようになり、その結果、銅輸出は必ずしも有利な産業とはならず、このために輸出銅の蒐荷が困難になったので、その蒐荷を、幕府は、泉屋などの銅吹き屋に責任蒐荷せしめることになった。その業者の数は17であり、泉屋はこの責任蒐荷量の9.5%を受持つことになり、大坂屋がこれにつぎ9%を負担することになった。

その後、貨物銀割当との関係で、直接的には輸入より泉屋は手を引くことになったが、輸入貨物の仲買いは続行していたのであり、当時における住友泉屋の輸入品仲買取引高の推移は表4のとおりであり、品目的には、生糸、織物業、砂糖、薬品などが主要な品目であった。

1685(貞享2)年にかねてから輸出入業者の困乱を規制すべく、長崎貿易制限令が発布されたのであるが、住友泉屋は、発令後の1710(宝永7)年に貿易を再開し、1713(正徳3)年には、泉屋右左衛門(友芳)、同万太郎、同豊之助の三人で泉屋組を結成し、さらに1717(享保2)年にはこの3人に泉屋千代之助、同安兵衛、同清兵衛が加わって六人組を結成、連帶責任制で唐物輸入の入札に加わっている。しかしいずれにしても泉屋の輸入貿易は銅貿易から派生したものであるにはまちがいはない。

泉屋は銅精錬に成功した結果、さらに、銅山経営に進出していったのである。すなわち、それは具体的には主として別子銅山の開発事業であった。

1694(元禄7)年の記録によると、別子の稼動人員は約5,000人、これに間接労働者及びその家族を入れると、合計1万5,000人の人々が別子銅山に生活の資を得ていたことになる。また当時の別子銅山の経営組織もかなり整備されていた。泉屋は、17世紀末から数千人の従業員を持つ大事業を経営することになり、因みに同山は昭和48年に閉山するまで282年間にわたって採掘がつづけられた。

別子の産銅量は開坑7年目の1698(元禄11)年にピークに達したが、その後採掘現場の条件が悪くなり稼動が困難になったが、幕府が対外的な約束もあり(清国、オランダ)、幕府の増産要請に応えざるを得ず、泉屋の当主友芳は幕府よりつぎのような助成措置を受けることになった。

1. 1万両の拝借金——別子・吉岡銅山のため幕府より期間10年間無利子で1万両を借りた。
2. 安値買受米の許可——毎年6,000石の飯米を1石につき銀50匁(当時の相場は88匁)の安値で10年間支給、支払いは10カ月後。
3. 山林の供与——銅精錬に必要な燃料資源として、別子の地つづきに幕府の天領地を泉屋に賦与する。
4. 輸送路の新設——輸送路短縮のため、新居浜の新道の使用許可。

これら幕府の助成措置は、別子銅山の操業を安定させるために大いに役立つと共に、友芳、別子の件につき江戸に出府の際、幕府から永代請負の許可を得て、別子銅山の長期開発計画の実行を可能ならしめた。

### 3 住友泉屋の金融業への進出

徳川幕府が政権を掌握して最初になすべきことは経済政策としては度量衡の統一と、貨幣の铸造・発行権の把握と全国通貨の発行であり、また道路・海路開さくならびに情報伝達としての現在の言葉でいうならば郵政等々であったといふことができよう。

この中で、住友・泉屋の金融業への進出という観点に立つならば、通貨政策に関する部分である。すなわち、全国通貨の統一化推進に伴い商品経済の発達が促進されたことはいうまでもないが、幕府通貨として、金貨、銀貨、銭貨の3種類が流通していたが、経済事情を反映して、通貨相互の比価が変動した。また関東では金貨を中心とする金つかい経済であったのに対して、関西では銀貨を中心とする銀経済であり、また同時に商品経済の発展と共に手形などの信用取引も拡大していったのである。

大坂、江戸、京都その他の主要城下町では金、銀、銭貨の交換や売買を営む両替商が発達し、大坂や江戸では、彼らは貸付、預金、手形の振出、為替取引など広汎なる金融業務を営むようになったのであり、彼らはそれらを単に民間取引だけに制限せずに、幕府や諸藩の金融機能として営むようになった。

住友泉屋の場合、第2代友以の頃から両替業が始まられたようであるが、

1670(寛文10)年には3代友信の実弟・平兵衛友貞が大坂今橋2丁目に両替業を開業し、幕府により、十人両替の1人に選ばれた。十人両替とは奉行所が選抜した10人の大両替屋を指し、本両替商の中から信用のあるものが選ばれたことはいうまでもなく、彼らは幕府の公用をつとめる代償として、帯刀を許され、一般両替商を統括する立場にあった。

泉屋はもともと南蛮吹きにより粗銅より金、銀を吹き分ける技術を有していたから、金属類の鑑定、評価に深い知識と経験をもっていたのであり、そういう意味で両替屋の素地があったといえよう。

住友泉屋は、寛文末から延宝初(1673年)年にかけて江戸の中橋に両替屋を出店していた。その支配人は泉屋三右衛門で、彼は当初から長崎貿易に関連して、輸入仲買をしていたので、広く各種事業に関係があったのである。

住友家はわが国で両替商の活動が本格化した17世紀中頃より、大坂、江戸で両替商を営んでいた。住友は銅吹きと銅貿易で得た蓄積せる資本と信用を背景に金融業に進出してきたといえる。

足尾銅山の輸出代金の送金業務を、幕府は長崎と江戸に出先をもつ泉屋と大坂屋を選び、その代金の為替取組を命じた。

泉屋と大坂屋は、幕府に抵当を出して、幕府直営の足尾銅の輸出代金を長崎で受取り、これを江戸で3回に分け分割払いして幕府に納め、その間に利息を付するものであった。

泉屋は足尾銅の輸出代金を長崎で受取った後に、その公金を江戸での上納期限まで運用できたこと、そのために公金取扱いの担保として、家屋敷を差し入れたこと、その預り期間の金利が非常に高かったが、その仕組みは近代の金融業務と余り変わらなかったと思われるし、このような膨大な資金が両替業務の資金源になっていたこともまちがいない。

当時の上方の輸入高は、輸入貿易経済のための為替送金を泉屋などの銅貿易商に依頼するのが通例であったようであり、泉屋はそれらの依頼分と泉屋自身の輸入決済資金にそれらの為替資金を当てていたようである。因みに上方の貿易商人から寄託された為替資金は、京都・大坂で輸出用の棹銅調整資金に充当したといわれている。大坂での余裕資金は、江戸での上納期限まで両替業の資

金源になったようである。長崎や大坂から江戸への送金には、長崎や大坂の商人から江戸商人あてに振り出された為替手形の買取りとその取り立てが利用されたものと思われる。

江戸幕府は、1691(元禄4)年に、現金輸送にかえて、大坂御金蔵の収納する金銀(西日本幕府領の年貢金銀など)を江戸へ為替送金する金銀御為替の制度を創設し、江戸の両替商12人をえらんでこれを請け負わせることにした。

当時大坂は物資の集散地であり、江戸は大消費地であったために、商品取引に伴う資金の流れは殆ど江戸から大坂へ流れていたことになる。これに対し大坂から江戸への公金送金は逆の流れになるわけで、御為替組の両替商たちは、大坂で受取る幕府公金で、江戸あての為替手形を買い、それを江戸で取り立てることにより江戸での上納金入手することができたわけであるが、幕府はこの公金為替の手数料を支払わなかった。それは、大坂での金銀下げ渡しから江戸での上納期限まで約90日の期限が認められており、この間両替商たちは官金を無利息で利用でき、有利な業務であったようである。

12人の御為替組が発足した当初には、この中に泉屋三右衛門の顔が三井次郎右衛門、大坂屋六右衛門らと共に見えるが、その後、十二組が御為替十人組と三井組に分れた際に、泉屋三右衛門は十人組に属することになった。その後1742(寛保2)年に泉屋三右衛門は為替十人組を退役している。

泉屋が江戸と大坂でやっていた金融業務は両替、為替、貸付、預金、札差など広汎に及んでおり、その性格から公的なものと一般商用関係に二分することができる。

両替店の業務は、幕府関係のウェイトが高く、とくに江戸のそれは金銀引替、御用為替など幕府の公用、一橋家や田安家の掛屋、大名貸のウェイトが高かったようである。

#### 4 金融事業の拡大

泉屋の金融事業は、18世紀後半以降の江戸時代後期に入って多角的に発展したといわれその主な点を摘記すると、

- (1) 大坂では分家または別家による両替業が継続され、18世紀から幕末までの間にしばしば十人両替に選出されている。
- (2) 江戸出店では1805(文化2)年から本家当主の名前で両替業を営み、本両替仲間に加えられた。
- (3) これよりさき、1746(延享3)年に江戸浅草で札差店を開き、その後別家の独立した2カ店を加えて、3店舗で札差業を営んだ。
- (4) この間、業務面では両替、為替、貸付、札差などのほか銅座掛屋など幕府の公用をはじめ、諸侯の蔵元、掛屋などを多数引き受けている。また諸藩の財政窮乏に伴い大名貸が増えた。

このような金融事業の拡大は、泉屋自身の経営多角化によるとともに、商業経済の発展と大名諸藩の財政基盤の悪化を背景として進展した。泉屋の主業である銅鉱業は元禄期をピークにして産出高が減退し、その後長期にわたる停滞期に入っていたのであり、このような金融業の拡大と銅鉱業の停滞に伴い、江戸時代後期には、泉屋の諸事業のなかで金融事業は大きな比重を占めるようになった。封建経済の矛盾が深まるにつれて、泉屋の金融業も大名や旗本への債権が累積し、明治維新をむかえるとともに、これらの貸付金が一挙に回収不能になったため、泉屋の両替店・札差店は閉店を余儀なくされ、別子銅山の不振と重なって住友家は重大な経営危機に直面することになる。

大坂で両替商を営んでいた泉屋理左衛門友弘(4代友芳の弟)は、1717(享保2)年に死去し、永瀬家から養子に入った甚吉が理左衛門を襲名し、家をついだ。

1743(寛保3)年に、5代当主友昌の弟理兵衛友俊が、本家から家屋敷3カ所など多くの資産を分与されて分家して、両替業を営んだ。そして、友俊の分家直後の延享年間(1744~47年)に、同家の手代新右衛門が十人両替に選ばれている。彼は、1761(宝暦11)年、明和年間(1764~71年)、1773(安永2)年にもひきつづき十人両替に名をつらねている。

理兵衛友俊は号を育斎といい、儒学の塾として有名な懐徳堂に学び、五井蘭洲らの教えを受けた学識のある人であった。彼は、当主の友昌が病弱だったので、家政全般に関与し、家法書の制定や札差業への進出などに大きな役割を果

たした。

友俊が 1799(寛政 11)年に 82 歳で死去したあと、その子理兵衛友直は 1806(文化 3)年に十人両替に選ばれたが、同家はその後家運を維持できなかった。そこで 1813(文化 10)年に 10 代当主友視の弟甚次郎友善が分家して、豊後町にあった理兵衛家の家屋を譲り受けるとともに、両替業の事業も引き継いだ。

このように、大坂での泉屋の両替業は、17 世紀後半の平兵衛友貞、18 世紀初頭の理左衛門友弘につづき、18 世紀中葉の理兵衛友俊の時代から幕末まで、住友家の分家によって経営された。その間しばしば十人両替に選ばれることからも、大阪の両替商のなかで有力な地歩を占めていたことがうかがわれる。

泉屋は早くから江戸でも金融業務を営んでいた。

江戸時代後期に入ると、1805(文化 2)年に 8 代当主・吉次郎友端が江戸の三組両替に加入した。そして、3 年後の 1808(文化 5)年には 9 代・吉次郎友聞が本両替仲間に加入を申しつけられている。この年、江戸の本両替は三谷両替店の休業によって三井次郎右衛門だけになり、三井から増員の願い出があり、幕府当局は竹原、播磨屋、升屋、殿村、泉屋の 5 人に本両替加入を命じたのである。泉屋吉次郎両替店が本両替に選ばれたのは、大坂の富商として著名であつただけでなく、それまで泉屋江戸出店の金融業務の実績が背景になっていたものと推測される。

江戸の両替商は、仲間組合でみると、本両替、三組、番組、上野領、済松寺領の 5 つの同業組織に分かれていた。幕府は 1718(享保 3)年に江戸の両替屋の総人数を 600 人(のち 643 人)に制限し、それ以来、営業特権を示す仲間株が成立したようである。これらの頂点に立つ本両替屋は、金銀の両替、為替、替付などを行い、また本両替仲間全体として新古金銀の引替、上納金銀の鑑定、金銀相場の設定などの公用をつとめた。

1808(文化 5)年に本両替仲間に加入した泉屋両替店は、1811(同 8)年にいったん本両替を退いているが、7 年後の 1818(文政元)年にふたたび本両替仲間に加わり、以後 1849(嘉永 2)年まで 31 年間本両替をつとめた。

その間に、前記 6 人の仲間のうち升屋と殿村が休業し、1830(天保元)年から嘉

永2年までの本両替仲間は、三井、竹原、播磨屋(中井)、泉屋の4人であった。またこの間、住友家の当主は、8代吉次郎友端(家督期間 1792~1807年)から9代吉次郎友聞(甚兵衛ともいった、同 1807~1845年)、10代吉次郎友視(同 1845~1857年)へ受け継がれている。

ちなみに、江戸、大坂で泉屋が経営した両替札差の諸店のなかで、本家当主が店の名義人になったのは、この江戸の両替店だけであり、幕府と関係の深い江戸の両替業は、泉屋の諸事業のなかで重要な地位を占めていたことがうかがわれる。こうして中橋上檜町の泉屋江戸出店は泉屋両替店となり、本両替仲間に加入した1808(文化5)年に同じ中橋に店舗を新築した。

同店の業況は、文政末期には30人を超える、本両替仲間のなかで人数の面では播磨屋につぎ、三井、竹原を上回る多人数であった。したがって文政期から天保期前半頃までは、泉屋両替店は活発に営業していたが、天保期半ば頃以降は、泉屋全体の経営不振を反映して江戸両替店の人数も漸減した。1849(嘉永2)年に家政改革の一環として中橋店は廃止され、規模を縮小して正木町に移転した。

こうして業務を縮小した江戸両替店は、1857(安政4)年に南檜町西会所へ再移転したのち、1869(明治2)年に維新後の経営危機対策の一環として浅草の札差店と同時に廃止された。住友の金融業務はこの時点でいったん中断し、東京再進出が実現したのは、1900(明治33)年の住友銀行東京支店開設のときであった。

住友家は、1746(延享3)年に江戸浅草に出店を設けて札差業を開業した。

札差とは、幕府の旗本・御家人の委託を受け、彼らの俸禄である扶持米を本人に代わって幕府の米蔵から受け取り、それを売却して代金を委託者である旗本・御家人に渡すことを業務とする者をいった。蔵米を受け取るとき、人名を書いた札を割り竹にはさんで差しこんだことから、札差の名が起こったとされている。札差業者は、このような扶持米の受領・販売の代行業務からすんで、将来受けとるべき扶持米を担保に旗本・御家人たちに融資するようになり、札差業の重点は金融業務へ移っていった。扶持米は春(2月)、夏(5月)、冬(10月)の3季に分けて現物支給されていたので、旗本・御家人たちは現金を

前借りする形で札差金融に依存したわけである。札差業者は1724(享保9)年に江戸町奉行から株仲間の結成を認可され、ギルド的組織を形成した。

住友家は既述のとおり、早くから両替業務を営み、十人両替にも選ばれていたが、1746(延享3)年に「浅草米店」と呼ぶ札差業の出店を開くまで、札差の経験はなかった。同店を開業したのは、大坂で泉屋両替店を営んだ分家の理兵衛友俊である。

彼は同年に江戸に出向き、5月に札差株を入手して、12月に住友本家直営の浅草米店を開業させた。これよりさき、泉屋は1714(正徳4)年以後の金銀貨鑄のさい、浅草に吹き屋敷を設けて幕府の銀銅吹き分けの公用をつとめた。その後この業務が一巡したので、友俊は遊休施設の転用を考え、土地柄から札差業進出を企画したとみられている。

もっとも札差には前述の株仲間組織があり、他所者への株の譲渡を禁ずるなど、きびしい加入制限が設けられていた関係上、泉屋は、浅草蔵前付近の米屋・伊賀屋善兵衛を同町内の札差森田屋市郎兵衛の弟ということにして善兵衛が札差柳屋伝蔵の株を譲り受けた形をとり、伊賀屋善兵衛名義で浅草米店を開業した。

当初は慎重を期して他人名義のままで営業したのであろう。

同店の名義人になった善兵衛は、9年後の1755(宝暦5)年に病死し、泉屋はこれに伴う名義変更を行い、大坂泉屋の出店であることを明示して店の名義を「泉屋甚左衛門」とし、同店支配人の通称を甚左衛門と改名させることにした。

こうして、浅草米店はようやく正式に泉屋を名のって札差業を営むようになった。

その後、同店支配人の茂右衛門は、1762(宝暦12)年に泉屋を退いて外部から札差株を買い取り、泉屋茂右衛門店を開業した。またその後任支配人九兵衛も、1769(明治6)年に泉屋を退役したのち、1773(安永2)年に同様に独立開業して、札差・泉屋九兵衛となった。

このように2人の別家が独立開業した結果、泉屋傘下の札差店は3ヶ所店に拡大し、本家直営の浅草米店(泉屋甚左衛門店)を中心に協力して業務を行った。なかでも主力の浅草米店は、別項で詳述するように、96名の札差仲間のなかで

取扱高第3位という有力な地位を占め、同店と泉屋茂右衛門商店は明治維新のため廃業するまで営業をつづけた。

ところで、これまで述べてきたことからわかるように、泉屋の金融関係事業を経営体制という面からみると、両替店や札差店の経営主体、つまり店の名義人は、本家である場合、別家(支配人や手代をつとめあげて、いわゆるのれん分けを許された者)である場合などいろいろな形態がとられていた。

このように金融業の主体が多様化する結果になったのは、泉屋の家業が銅業を主体とし、金融業は銅関係事業から派生してきたという背景によるところが大きいと思われる。

なお、幕府は、1761(宝暦11)年に大坂商人に対して、はじめて御用金を賦課した。このときの御用金は賦課人員204人、賦課金高総計169万8,000両にのぼっている。そのなかで住友関係者をみると、当主吉左衛門(友紀)は5,000両と比較的少なくすんでいるのに対して、分家の理兵衛友俊がその3倍の1万5,000両を賦課されるなど、分家や別家のなかに当主をはるかに上回る金額を課せられた者がみられる。これは、吉左衛門は別子銅山の運上金を多く納めていることと、御用銅を多く負担しているという理由で御用金を軽減されたためと思われるが、それとともに、分家や別家の賦課金が多いことから、彼らが繁栄していたことをうかがうことができる。

### 泉屋両替店の業務

泉屋が大坂と江戸で行っていた金融業は、両替、為替、貸付、預金、札差など広範囲に及んでいた。業務の性格によって分けると、幕府や諸藩の御用関係のものとに大別できる。泉屋両替店の業務は概して御用関係のウェイトが高かった模様で、とくに江戸の両替店は金銀引替や御用為替などの幕府の公用、一橋家や田安家の掛屋、大名貸などの御用関係が業務の主体になっていたようである。

江戸時代に大名は大坂にそれぞれの蔵屋敷を設け、領国で産出する米や特産物を大阪に運んで売りさばいた。このような蔵屋敷の物資の売却・出納をつか

さどる者を「蔵元」といい、当初は各藩の武士がその役にあったがやがて有力な町人が藩の委託を受けてこの業務を行うようになった。また各藩の物資売却代金の收受と江戸や国元への送金などを委任された町人を「掛屋」といい、両替商などがこれをつとめた。もちろん、蔵元と掛屋を同一人が兼任する場合も少なくなかった。

泉屋も南部藩、対馬藩、延岡藩、大聖寺藩などの委託を受け、蔵元をつとめた。銅鉱業や銅の売買で関連のある藩が多かったのは、取引上の当然の成り行きといえよう。また江戸浅草店(札差店)は、1788(天明8)年に徳川三卿のひとつである清水家の蔵元を引き受けている。関東の大名は江戸に蔵屋敷をもっていたので、江戸でも蔵元の業務が生じたのである。

泉屋が延岡藩の蔵元を引き受けたのは、1825(文政8)年であった。そのおもな業務は、同藩産出の米と大豆を大坂で売却して、その代金を毎月江戸の同藩屋敷へ送金することであった。同藩との約定では、江戸送金額を年8,000両(閏年は8,500両)とし、その資金源として米や大豆を金1,000両につき3,450俵の割合で計算して、毎年2万7,600俵大坂へ回送することになっていた。そして、月々の江戸送金額は別途協議することとし、米、大豆の売却が実現するまでの間は泉屋が立て替えて送金した。この立替金は、その日の相場で銀に換算し、延岡藩は銀高表示の借用証文を差し入れて、江戸への為替料は金相場に込めて銀高換算のさいいっしょに計算する、また立替金には月8朱(月0.8%)の利息をつけるという取り決めであった。そのほか、米や大豆の売却口銭として、泉屋は100石につき銀30匁を受け取ることになっていた。このように蔵元に付隨して両替・為替・貸付が行われた。

## 5 掛屋

### (1) 銅座の掛屋

1819(文政2)年に9代友聞は、三井組とともに大坂銅座の掛屋を申しつけられた。銅座は輸出銅、地売り銅など国内産銅のすべてを蒐荷・販売する統制機関であったから、その資金の動きは巨額にのぼった。

銅座掛屋の業務は銅の集荷・販売代金の出納、長崎からの輸出銅代金の取立、銅座に対する資金の立替、銅売上代金の預かりなど両替商のおこなう金融業務のほとんど全般に及ぶもので、泉屋両替店の業務のなかで大きな部分を占めていたとみられる。また、この業務は幕府の公金を取り扱うため、住友は銅座掛屋を引き受けたとき、引き当てとして河内の山本新田反別64町余を差し出している。

### (2) 江戸古銅吹所の掛屋

幕府は、1796(寛政8)年に江戸に古銅吹所(古銅吹方役所)を設立することを定めた。1766(明和3)年以来、諸国の出銅と古銅はすべて大坂の銅座へ回送されることになっていたが、地売り銅の供給が不足し、その価格が暴騰しがちであったので、古銅の回収・精錬を促進して銅価を安定させるため江戸にも吹き所を設けて古銅の買い入れ・精錬・売り出しを行うことにしたのである。江戸古銅吹所の業務は、江戸詰め銅座役人の監督下に泉屋・大坂屋など8軒の大坂銅吹屋仲間が責任を負ってこれを引き受け、江戸でその運営にあたった。そのさい、古銅吹所の金銀も銅吹屋仲間が預かり、その貸借をも営んだ。

### (3) 代官所の掛屋

大坂の泉屋両替店は、1843(天保14)年に大津代官所の掛屋となった。大津代官所は、幕領である大和・河内・和泉・摂津・播磨を支配する役所である。住友は、そのうち大和・河内諸村の年貢銀の掛屋を引き受けた。

代官所掛屋の業務は、幕領から上がる年貢銀を収納し、包み改めたうえ大坂御金蔵や江戸御金蔵へ納入するのがおもな仕事である。収納手数料は銀1貫目につき8匁(0.8%)が与えられた。また年貢銀を江戸御金蔵へ納入するためには、江戸下し為替を組む業務が随伴した。その為替料は金100両につき銀13匁、または銀1貫目につき銀12匁で、送金期間は15日間という定めがあった。

大坂御金蔵へ納入する場合には、収納から納入まで約2ヵ月間の余裕期間があり、住友両替店はこの間この資金を預かり、貸付に運用することもできた。このような資金の貸付を名目貸といい、公金の運用という名目があつたので有

利な条件で貸すことができた。

一方、住友江戸両替店については、関東代官所の掛屋をつとめていたものとみられる。また江戸店では、関東代官知行所の農民に対して郷貸を行っている。これは、関東代官伊奈遠江守が必要とする資金を知行所の農民が代わって住友両替店から借り受けるもので、返済引き当ては農民が代官所へ納める年貢金であった。当時はこのような郷貸は、大名貸の変形としてしばしば行われた。

#### (4) 諸侯の掛屋

1805(文化2)年に江戸の泉屋両替店(中橋店)は徳川三卿のひとつである一橋家から、また1808(同5)年には同じく田安家から、それぞれ掛屋を委託された。浅草米店の清水家蔵元とあわせて、泉屋は三卿の各家と関係ができたわけである。そのほか泉屋は、作州久世代官江戸表掛屋(1808<文化5>年)、武藏川越藩掛屋(1825<文政8>年)、伊予松山藩江戸邸掛屋(1827<文政10>年)など掛屋業務を数多く引き受けている。

これら諸侯の掛屋の場合も、業務内容は銅座や大津代官所の掛屋の場合と同様に、金銀の収納とそれに付随する両替・為替・貸付・預かり金などであった。

#### 金銀貸の引替

江戸時代後期の泉屋両替店の業務のなかで重要な仕事のひとつになっていたのは、金銀貸改鑄のさいの新旧貨幣の引替業務である。

江戸幕府は、成立当初に慶長金銀を鋳造して幣制を整備したのち、幕末までの間に10数回にわたって貨幣の改鑄を行った。その内容は、正徳・享保の復古的な良貸政策以外は、金銀貸の品位を落とし、貨幣数量の増加をはかる貨幣品質改悪のための改鑄であった。悪貸への改鑄の動機は改鑄差益(出目)を目的とする歳入増加策であったとされているが、金銀の地金が不足していたので、良貸政策を守ると通貸が不足して商品経済の拡大に応ずる貨幣需要をみたすことができないという本位貨幣制度に付随する必然的な矛盾もあったといわれる。

江戸の泉屋吉次郎両替店は、1818~19(文政1~2)年の金貨発行のさい、後藤三右衛門役所、三井組為替御用取扱所、三谷三九郎、竹原屋文右衛門、播磨屋

新右衛門、升屋源四郎、殿村屋左五平らの各店とともに引替所に指定された。また吉次郎は、大坂でも1820(文政3)年に三井組、十人組とともに金・銀貨両方の引替業務を命じられている。

ついで1824(文政7)年の二朱判銀発行のとき、大坂では従来の三井組、十人組、住友吉次郎の3カ所に加えて、新たに鴻池善右衛門、加島屋久右衛門ら15人の両替商(15軒組合)が金銀引替所に追加指定された。泉屋の引替高は、それまでは全体の約3分の1であったが、15軒の加入後は約6分の1となり、1820(文政3)年から1830(天保元)年までの間の引替高は金32万3,500両、2朱判15万9,600両、銀3万4,660貫目に達した。新旧貨幣の引替は、同種の金流通貨幣を対象にして行われたので、大坂だけでもこのような膨大な額にのぼったのである。なお、泉屋はひとつづき江戸と大坂で天保の金額や天保通宝(銀貨)、安政の金銀などの引替を行った。

### 為替

江戸時代の為替取引は大坂から江戸への商品の流れに対応する決済資金の流れを中心に発達し、商品経済の発展に伴って全国的に行われた。ここでは泉屋両替店もこの商品経済の発展に積極的に対応してその流れにのっていったのである。

### 大名貸

大名貸は、泉屋両替店の業務のなかで非常に大きな比重を占めたと推測される。泉屋は大名に対する貸金を積極的に行う方針ではなかったが、主業の銅業との関連で、諸藩の要請に応じなければならない場合が多かったようである。

その類型の第一は、銅山稼行との関係にもとづくもので、別子銅山の地元である伊予松山藩、西条藩、阿波徳島藩、三光銅山関係の若狭小浜藩、尾太銅山関係の陸奥津軽藩、面谷銅山関係の越前大野藩、治田銅山関係の上総一宮藩などの諸藩に対する貸金は、この類型に属するものであった。

第二の類型は、住友泉屋が行った全国銅山調査によって関係のできた藩に対するもので、たとえば日向延岡藩との関係は日平・檜峰両銅山の調査がきっか

けになった。

第三の類型は、銅の購入や販売を通じて関係のできた藩に対するもので、たとえば奥州南部藩とは南部銅の買い入れ、対馬厳原藩とは朝鮮向け輸出銅の販売によってそれぞれ関係があった。

第四の類型は、銅鉱業や銅貿易の許認可関係などで泉屋は幕府と折衝する機会が多かったため、幕府の重職や大坂城代らと懇意になり、この関係から借入を申し込まれる場合である。

以上のような銅業経営に伴って起こってきた諸藩との関係は、蔵元や掛屋を引き受ける場合にも大きな要因になっている。住友の金融業はこのような面で、銅関係事業と密接不可分の関係があった。

大名貸の担保は蔵米や米切手が普通であったが、南部藩や津軽藩に対する貸金には、藩内産銅の売却代金を引き当てとするものであった。また朝鮮貿易を独占的に行っていた対馬厳原藩に対する貸金の場合は、朝鮮から輸入した白米や対馬鉛を引き当てにする例もあった。米切手は、当初は蔵米の裏付けのある保管証券あるいは物財証券であったが、のちには担保力はしだいに弱まった。

## 6 金利について

金利は、江戸時代にも制限があり、1736(元文元)年までは最高年利 20 %, 1842(天保 13)年までは同 15 %, それ以後は同 12 % に規制されていたほか、年利 30 % 以上の高利をとる者は刑に処するという罰則があった。泉屋の大名貸の金利(約定金利)は、1736 年までのものは高いもので月 1 歩半(年利 18 %), 一般的には月一步(年利 12 %)のものが多く見受けられ、同年以後 1842(天保 13)年までのものも月一步(年利 12 %)が多いようである。さすがに 1843(天保 14)年以後幕末にかけては低下傾向がみられ、10 % 以上のものは少なくなり、7~9 % 程度のものが大部分となった。

大名貸は諸藩の財政の悪化に伴い、しだいに延滞するものが多くなり、幕末期にはこの傾向がいちじるしく、返済期限の延長や元本、利息の免除の代償として諸藩から扶持米を給付される例が多かった。

藩の経済が窮乏化し、大名貸がしだいに危険を予想されるようになると、両替商のなかにはこれを忌避する傾向が生じ、場合によっては数人の両替商が組合をつくって、互いに危険分散をはかったうえで貸し出す方式も行われた。

住友泉屋の大名貸は、天保以後の幕末期にとくに増加した。維新後、新政府によって実施された藩債処理のさいの住友家の諸藩に対する貸金は、表 5 のように総計 26 藩に及び、その債権残高は、元本が金 5 万 7,466 両余と銀 6,306 貫目余、利息が金 1 万 2,708 両余と銀 520 貫目に達していた。金 1 両を銀 60 収として合算すると、元本 16 万 2,566 両余、利息 2 万 1,375 両余、合計 18 万 3,941 両余となる。明治になって 1 両は 1 円となったから、円表示でも 18 万円余となるわけである。

明治 6 年に実施された藩債処理は、1843(天保 14) 年以前の債務は切り捨てとし、それ以後の債務については、1844(弘化元) 年以降 1867(慶応 3) 年までのものは 50 年賦償還の公債に、1868(明治元) 年から 72 年までのものは 25 年賦償還の公債にそれぞれ切り替えることにした。

### 商用貸付

商用貸付はいわゆる町人貸で、これには素貸(無担保の信用貸付)、家質貸(不動産担保貸付)、質物貸(動産担保貸付)があった。

住友家では、商用貸付は御用貸付にくらべると比重は低かったようである。また商用貸付のなかでは素貸の例はわずかで、家質貸が多かったように見受けられる。家質貸の例としては、1723(享保 8) 年に河内の山本新田と会所・家蔵・長屋・百姓家 44 軒を抵当にとり、加賀屋弥右衛門に新銀 300 貫目を貸し付けた例や、翌享保 9 年泉州山中新田の田畠と百姓家 20 軒、新田会所、長屋などを担保として山中庄兵衛あてに銀 40 貫を貸し付けた例がある。加賀屋は住友からの借入金を返済できなかったので、担保の山本新田は 1728(享保 13) 年に住友家の所有に帰した。それ以来、同新田は 1927(昭和 2) 年に耕地整理によって宅地化されるまで 200 年間、住友によって経営された。なお、質物貸では、道具類や骨董品などを質にとって貸し付けた例も見受けられる。

そのほか大坂での商用貸付の事例としては、1838(天保 9) 年に大坂糸割符方

表5 住友家が貸金を行った大名。藩一覧

国名	爵名	貸付時の大名	(両)		
			元金	利金	計
陸奥	津	尾(弘前)	津臣出羽守信等		
	盛岡(南部)	南部丹波守信督	11,139	189	11,328
出羽	山形	水野和泉守			
	秋田(久保田)	佐竹右近将監義光			
上野	前橋	松平大和守	120	28	148
	沼田	土岐隼人正美源守頼知	109	5	114
	小舟	松平采女正			
	船	井上河内守			
武藏	川越	松平大和守	2,500	6,300	8,800
常陸	土浦	土屋相模守	500	180	680
上總	一宮	加納備中守			
	松尾(芝山)	太田惣中守	1,200	132	1,332
	鶴舞	井上司内守	100	11	111
相模	小田原	大久保加賀守			
駿河	上田	松平伊豆守			
遠江	浜松	水野越前守			
	掛川	太田惣中守			
三河	豊橋(吉田)	松平伊豆守	1,780	245	2,025
	西尾	松平和泉守			
伊勢	神戸	本多伊予守			
近江	朝日山	水野和泉守			
加賀	金沢	加賀守相模守	373		373
	大聖寺	松平偏後守			
越前	大野	土井能登守	1,934		1,934
	鈴江	間部下總守			
若狭	小浜	酒井郡守	8,310	264	8,574
後	(鷹島)	牧野河内守			
丹波	宮津	松平伯容守	574	147	721
播磨	高槻	青山下野守	650	141	791
福島	明石	永井飛騨守			
	意野	松平兵部大輔	8,000	1,045	9,045
紀伊	和歌山	膳坂豊之助			
美濃	津山	紀伊中納日			
備中	足守	松平三河守	4,185	96	4,281
安芸	広島	木下惣中守	8,405	2,715	11,120
出雲	江田	松平安芸守			
石見	浜田	松平幸千代			
伊予	山	松平周防守			
	桑名	松平隱岐守			
阿波	徳島	松平左京太夫			
但馬	中村	並須豊阿波守			
筑前	柳川	吳平大尉太夫			
肥前	平戸	立花飛驒守			
日向	延岡	松浦肥前守			
國	鹿児島	内藤備後守			
対馬	薩摩	松平薩摩守			
		宗対馬守			
合計	-47		57,466	12,708	70,174

(注) 1. 本表は現在判明しているものだけ記載した。  
2. 大名の姫君により、同一先に対する貸金が重複して記載されている場合もある。

明治6年藩債処理時の住友家債務残高 銀 (貢目)				備考 (幕府役職、住友との関係など)	
元 銀	利 銀	計	同左金換算(両)	合 計 (両) 金換算後・両=円	
337	189	526	8,767	20,095	尾太鍋山関係 蔵元 老中
145 7	6 7	151 7	2,517 116	2,665 230	
92 59	4	92 63	1,533 1,050	10,333 1,730	大阪城代、掛屋
67 57	11	67 68	1,117 1,133	1,228 1,133	大阪城代、治田鍋山関係 明治元年遠江掛川から転封 明治元年遠江浜松から転封
171 437	126	171 563	2,850 9,383	4,875 9,383	大阪城代 老中
255	1	256	4,267	4,267 373	明治3年山形藩から転封
				1,954	蔵元 面谷鍋山関係
				8,574	大阪城代 三光鍋山関係、大阪城代
21		21	330	721 1,141	大阪城代 大阪城代
1,281	4	1,285	21,417	30,462	
25	6	31	516	516 4,281 11,120	館入
60	4	64	1,067	2,829 7,035	蔵元 大阪城代、老中、掛屋 別子鍋山関係、掛屋 別子鍋山関係 用途
121 315 724 2,132		121 315 724 169	2,017 5,250 12,067 38,350	2,017 5,250 12,067 38,350	日平・横峰鍋山、蔵元
6,306		520	6,826	113,767	蔵元、朝鮮貿易関係
				183,941	

渡辺又兵衛、野里四郎左衛門らに対する銀10貫目の貸付がある。この場合の金利は月五朱(年6%)であった。

一方、江戸両替店の商用貸付としては、幕府の呉服所用達・後藤縫殿助に対する御納戸御用物仕入資金の貸付があった。同人に対する貸金は1818(文政元)年ごろからはじまった模様で、1832(天保3)年には7,870両もの多額の資金を貸し付けた証文が残っている。この貸金の利息は、金100両につき月銀60匁(金1両)の約定で、返済引き当ては幕府からの呉服御用物支払代金となっており、担保は徴求しなかった。しかし、このような無担保の例はまれで、大部分は堅実な家質貸(不動産担保貸付)であったことが住友両替店のひとつの特色である。

### 札 差

札差の業務には、すでに述べたように、旗本・御家人の扶持米を本人に代わって受領・売却する代行業務と、扶持米を担保とする融資業務とがあった。

このうち代行業務は札差としての基本的業務ではあるが、その手数料は米100俵(35石に相当)につき代理受領は金1分(4分の1両)、売却は金2分であったから、両者あわせても米1万石について214両余ということになり、収入源としてはわずかなものにすぎなかつたとみられる。したがって、融資業務が札差の最大の収入源であった。幕府はその利率を1724(享保9)年に最高限度年利15%と公定したが、これは当時の一般利率(20%前後)よりも低かったので、1749(寛延2)年に利息のほかに助成料を認め、それを含めて年利18%とした。札差業者は、このほか奥印金などの名目で規定以上の利息をとったり、証文書替のとき月踊りといって同じ月の利息を二重取りするなど高収益をあげ、いわゆる田沼時代(1767~86年ごろ)には非常に繁栄したといわれる。

泉屋の融資高は、1788(天明8)年の史料によると、本家直営の浅草米店(泉屋甚左衛門店)が4万2,500両余、別家の泉屋茂右衛門店が2万3,000両余であった。甚左衛門店は、このころすでに同業者のなかで十指に入る地歩を占めていたと推測される。

ところが、幕府は寛政改革の一環として、旗本・御家人の窮迫を救済するため、1789(寛政元)年に棄捐令を公布して札差に大打撃を与えた。その要点は、①

1784(天明4)年以前の古借は棄捐(帳消し)とする, ②1785(天明5)年以後の負債は, 利息を年6%とし, 元金は米100俵につき年3両ずつの年賦償還とする——というもので, それとともに札差金融の最高利率を年12%に引き下げた。このとき札差が帳消しにされた貸付金は, 総額118万7,808両の巨額にのぼった。そのうち泉屋3店の棄捐額は, 泉屋甚左衛門店2万8,044両余(札差96人中多い方から7位, 総棄捐額の2.36%), 泉屋茂右衛門店9,935両余(同51位, 0.84%), 泉屋九兵衛店3,919両余(同79位, 0.33%)であった。さきにふれたその前年(天明8年)の貸付高とくらべると, 甚左衛門店は貸付元本の66%, 茂右衛門店は43%を一挙に帳消しにされたことになる。さらに, その他の既往貸付も利率を3分の1(18%→6%)に引き下げられたので, これらの棄捐と利下げの結果, 甚左衛門店の利息収入は一時的には棄捐前のわずか12%程度に激減したと推算されている。

また泉屋甚左衛門店は, この棄捐令の前年に, 徳川三卿のひとつである清水家の蔵元が交代することを聞き込んで, すんでこれを引き受けた。同家蔵元の業務は, 蔵米の管理・売却など札差業務とほぼ同内容であった。泉屋は清水家から10人扶持をもらい, 払い米手数料は米35石(100俵)につき金2分とすることなどが取り決められている。なお, 同家蔵元は2人で, 他の1人は札差・板倉甚兵衛であった。このほか, 泉屋甚左衛門は同茂右衛門らとともに清水家家臣に対する札差業務を行い, のちには別家の泉屋平右衛門もこの業務を扱った。清水家の蔵元になったことは, 泉屋が札差仲間うちで有力な地位を占めるのに役立ったとみられる。

ところで, 寛政の棄捐令を境にして札差はかつての高収益を再現することは不可能になった。しかし, 一方では旗本・御家人は札差なしには彼らの経済を維持することができなかつたから, 幕府は札差に資金を貸与するなどある程度の救済措置も講じている。こうしたなかで, 泉屋甚左衛門店は棄捐令による打撃を乗りこえていっそう規模を拡大した。まず蔵米取扱高では, 1819(文政2)年の札差仲間うちの調査によると, 業界の総取扱高を185万2,000俵余として, 泉屋甚左衛門店は6万4,000俵余(3.5%)を占め, 96人中第3位と業界のトップ・グループに位置している。また1827(文政10)年の同店の史料によると, 旗

本。御家人への貸付金は5万7,000両余で、前述の1788(天明8)年の4万2,500両にくらべて3割以上の増加となっており、棄捐令の痛手を回復していっそう資金量を増したことがわかる。一方、泉屋茂右衛門店は上記の取扱高調査では1万8,000俵余(0.97%)で業界41~43位の中堅業者であった。しかし泉屋3店のなかで最も後発で規模の小さい泉屋九兵衛店は、棄捐令ののち経営難におちいり、1818(文化15)年に廃業を余儀なくされた。

また浅草米店(泉屋甚左衛門店)は、別子銅山の不振による泉屋全体の窮状を助けるため、大坂の本家に多額の利益送金を行っていた。同店から本家への「登せ金」(貢金ともいう)は、文化年間(1810年代)は年150両、文政年間(1820年代)は年300両が定例になっていたが、天保年間に入ると臨時送金が急増した。1831(同2)年から1839(同10)年までの9年間の送金額は、合計1万8,450両の巨額にのぼっている。当時の浅草店がどの程度の純益をあげていたかはわからないが、年平均2,000両という送金額は、同店の融資額や扱い高からみた推定粗収入年間6,000~7,000両の約3分の1にあたる。また中橋両替店と浅草札差店との間の資金融通も活発に行われ、両店間で利息の授受も行われた。なお文化年間以後、札差にもたびたび御用金が課せられた。1836(天保7)年の上納金の例では、札差仲間で総額10万両のうち泉屋甚左衛門店は3,000両、泉屋茂右衛門店は700両を負担させられている。

この間、幕府や諸藩の財政の窮乏、農村の疲弊がいちじるしくなり、その打開策として天保改革が行われた。その一環として幕府は1843(天保14)年に「札差貸金仕法」を布達し、旗本・御家人へのそれまでの貸付金は新古を問わず一律に無利息。年賦払いとし、年賦額は元金の5%とすることを命じた。泉屋の札差2店はこのような苦しい経営環境のなかで維新をむかえるまで営業をつづけたが、泉屋茂右衛門店は1868(明治元)年6月に閉店し、本家の出店である甚左衛門店も中橋店とともに1869(明治2)年1月に廃止された。

## 7 江戸時代の住友家家法

### 家訓書の制定

住友家の家祖政友が、「旨意書」と呼ばれる五カ条の訓戒をのこしたことはすでに述べた。政友の旨意書は、創始者にふさわしい明快で簡潔なものであったが、その後、18世紀の5代目友昌の時代に入って、住友家ではつぎのように各地の事業所や職員(奉公人)を対象とする家訓が数多く成文化された。

長崎店家法書(1721〈享保6〉年), 別子銅山家法書(同), 宇和島銅山家法書(同), 長崎出店家法書(1740〈元文5〉年), 別子銅山掲書(1741〈元文6〉年), 南部・津軽両銅山家法書(1741〈寛保元〉年), 別家手代取締方(1750〈寛延3〉年), 総手代勤方心得(同), 銅吹所取締方(同), 台所取締方(1751〈宝暦元〉年), 江戸出店定書(同), 諸店心得方(同), 勤方帳(1760〈宝暦10〉年)。

これらの家法書には、吉左衛門(友昌)名で出されたもの、友昌の弟で、分家の理兵衛友俊の名によるもの、両人の連名のものなどがあり、家法の制定には友俊が大きな役割を果たしたことがわかる。友俊は既述のとおり、懐徳堂に学んだ篤学の人であった。

この友昌・友俊の時代までに、住友家の事業所は大坂のほか長崎、江戸、別子などの各地に広がり、分家や別家の数もふえて、組織が大きくなっていた。またその事業は多角化し、100年にわたる興隆期を経て、家業は安定期に入っていた。このような背景のもとで、本家による経営管理を強化し、家業の保持・発展をはかるために、多数の成文家法があいついで制定されたものとみられる。とくに、これらの家法書のなかに長崎、別子、江戸などの出先事業所に対する店則が多数みられることは、住友の事業経営のうえで、各地事業所を総合的に管理していくことが非常に重要であったことを示すものであろう。

これらの家法書は、たとえば長崎店家法書が15条、別子銅山家法書が13条、総手代勤方心得が19条からなるなど、それぞれかなり長文のものである。またその内容は、火の用心などの日常の注意事項にはじまり、服務規律や内部管理に関する事項、商取引や業務運営に関する規定、手代や丁稚の教育要領や支配

人など管理者層の心得、各事業所に固有の事項、さらには住友本家と別家の関係など広範な事項にわたって注意や準則をくわしく示したものであった。そのすべてを紹介するとあまりに長くなるので、ここでは2,3の特徴を摘記するにとどめよう(原文のままでは読みにくいので、大意や要点を汲んで、現代語に直しながらみていくことにしたい)。

### 堅実経営

政友の旨意書には、すでに紹介したように、「一般の相場より安い品物は、なんであれ決して買ってはならない。そのような品物は盗品と心得よ」とか、「掛けあきないはしないこと」という、いわゆる浮利を排し、堅実な商売に徹する教えがあった。この教えは、友昌時代の家法書にも受け継がれている。

たとえば、長崎出店家法書には、「舶来品(唐物)はいうまでもなく、そのほかにによらず自己商売は決してしてはならない。もちろん、値段の安い品物であっても疑わしい品物はいっさい購入してはならない。このことを、召使いの者までも日ごろから必ず申し渡しておくこと」と定められている。

また諸店心得方(札差業を営んでいた江戸浅草店の店則)には、米の商売は気象条件などによって利潤や損失を生ずるので、「買いおき米」や「売りすぎ米」を生じないように当用買いに徹することを命じ、「米穀に限らず、すべて思惑取引(思い入れ商売)は決してしてはならない」と定め、投機を厳禁している。

また銅吹所取締方には、銅問屋との取引について、「銅の相場をよく聞き合わせ、値段が安いときでも少しほうは精銅を売り出すこと。値段が高いときにはたくさん売ること」とある。高値のときに多く売るのは利潤原理からいって当然であるが、たとえ値段が安く、たいして利益にならない場合でも少しほうは売るよう命じていた。これは、商売は目先の利益追求だけにとらわれてはならず、取引先との関係を永続させ、堅実に行うという考え方の一端を示していると思われる。

### 合理性・合議制の尊重

住友の家法書には、業務の運営にあたって独断を排し、合理性を尊重する思

想があった。たとえば、長崎店家法書と別子銅山家法書には、つぎのような条項が共通して掲げられている。

「銅の取引は家業であるから、売買価格の高低の理由をよく考えれば誤りはないであろうが、舶来品やその他の品物の売買には経験が乏しいのだから、世間の人びとの考え方(世上の人心)を聞き合わせ、自分でもよく考えるとともに、同輩があつまって相談したうえで売買を行うようにしなければならない。自分の判断だけで取引した場合は自信がもてず、相場が変動すると心が迷い、損失を招くことになるので、よくよく注意するように。世間の人びとの考え方というものは“天性の道理”であって、あまりまちがいはないものであるから、舶来品、国産品ともに売買にあたってはこのような心掛けが肝要である。」

このように商取引にあたって独断を戒め、内部で相談するのはもちろん、「世上の人心」を調査して「天性の道理」にさからわないようにと教えているのは、たいへん意味ぶかい指摘である。とくに、商品価格は「天性の道理」に落ち着くという考え方は、経済の法則性を示唆したきわめて合理的なものということができる。

このほか、同じく長崎店家法書と別子銅山家法書には、金銀貸借の可否決定にさいして「番頭はつぎの手代に相談し、つぎの手代は番頭へ相談する」というように、たがいに相談のうえ貸し借りすること」と定め、合議制を明確にしている。また別子銅山綻書には、「たとえ末席の者であっても、道理にかなったことを述べている場合にはその理屈を聞き入れてやり、(上席の者が)とかく自分の意見だけを押しとおすことのないようにされたい」という趣旨の規定がある。さらに総手代勤方心得のなかには、その半面ともいべき意見具申を奨励する定めが出ている。

このように住友家では、業務上の決定について合議制が最良の策であるとする考え方方がとられ、同時に職員教育の見地からも意見具申が奨励されていた。

### 人材重視

つぎに、住友の家法書には、職員の養成、教育指導、人材登用、病人の保護などに関する規定が多数織り込まれ、職員をたいせつにする考え方方が強くあら

われていることが大きな特色になっている。このような人事管理に関する事項は、多くは総手代勤方心得と別家手代取締方のなかにみられるが、他の家法書にも同趣旨の規定が少なくない。

まず人材尊重については、総手代勤方心得のなかに「町家では“子供”（丁稚の意）が非常にたいせつである」として、「将来忠勤を励む手代たちはすべて“子供”的から育ってくるのであるから、将来役立つように読み書きやそろばんなどをよく教え、また病気のときにはとくに気をつけてやること」と定めている。年少者が将来の中堅になるのだから大事にせよという家訓は、家業の永続的な発展のために人材を重視する思想をよくあらわしている。また手代や丁稚が病気のときに手厚く配慮するようにという注意は家法書の各所に出ており、「病人を粗略に扱うのは、主人への不忠である」（総手代勤方心得）と断定している。

また別家手代取締方には、職員に不始末（不調法）のあった場合の処置について、若い者は赦免の理由の立つ場合にはできるだけ許し、その半面、安易なムードを生まないよう支配人以上の上級者の不始末はきびしく律すると定め、規律保持についても、筋をとおしながらも人材育成の見地から幅のある運用を行う方針を明らかにしている。

一方、人材登用については、「幼年のときから勤めてきた手代たちは重用な職務につけてある。しかし、能力のないものは重用することはできないので、各自油断なく勤務すること」、「幼少から勤めてきた者も、最近採用した者も、忠節をつくしていれば新古の差別はない」、「最近採用した者でも、勤務ぶりが優秀であれば、幼年から勤めている者と同格に引き上げる」（以上いずれも総手代勤方心得）とし、年功序列だけにとらわれず中途採用者も抜擢するなど、能力開発を重視する方針を明らかにしている。

また、職員各自にものごとの全体や本質を知ることを要請し、業務全般に通暁した信頼できる人間を育成しようという姿勢がみられる。たとえば、別子銅山家法書には、「各人が全体を知らないために、考えが浅薄になっている」と指摘し、各人に銅山経営全般のことを習得させるため、「手代は毎年職務の配置替えを行う」という定めがある。同様の考えは総手代勤方心得にもみられ、手代

表6 住友家家法書条文の事項別分布

	長崎店 家法書 (1721年)	別子銅山 家法書 (1721年)	総手代 勤方心得 (1750年)	別家手代 取締方 (1750年)
規律	8	6	5	4
質実・僕約	2	2	1	1
業務上の注意	5	5	2	4
人事管理	0	0	8	5
別家関係	0	0	1	5
合計	15	13	17	19

(注) 総手代勤方心得の最初と最後の条文は総論的なものになつてゐるので、上記の計算からは除外した。

に家業である銅の精錬のことによく勉強しておくように指示し、さらに「ものとの道理や主人への奉公のあり方を理解していない者は、たとえ読み書き、そろばんができる家業に役立っているとしても、手代としての自覚が備わっているとはいえない」と述べている。そして、総手代勤方心得の最後には、「主人に忠節をつくすのはもちろんあるが、忠節の結果、主家が繁栄すれば、それは各人自身の繁栄となるのであるから、この心得が肝要である」として、主家と家人との一体性を強調している。

### 規律と僕約

以上のはか、家法書で多くの条項が割かれているのは、勤務や生活に関する規律と質実・僕約の心得などの内部規則である。

とくに長崎店家法書にはこの傾向が顕著で、①火の用心、②ばくち、勝負ごとの禁止、③公務外出中の物見遊山や私用による無断外出の禁止、④山入り業者への無心や賄賂の禁止、⑤店内への遊女の出入り禁止、⑥世上困窮の時節柄、朝夕一汁一菜とし、禁止のこと、⑦衣服を質素にし、木綿着用のこと、⑧朝夕の開閉時刻の規定、⑨来客接待に便乗しないこと、⑩手代の私的取引(内証あきない)の禁止——というように、この関係が10項目にものぼっている。これは、長崎は唯一の貿易港として独特の雰囲気があり、誘惑が多いという事情によるものとみられ、とくに公私を混交しないことが強調されている。また粗食、粗服などの質実・僕約は住友家各家法書にほとんど例外なく織り込まれている。

質素。儉約の思想は江戸時代の商家に共通するものといわれるが、住友の別家手代取締方のなかには、「儉約ができて家が繁盛すれば、すべての手代たちのためになるのだから、この心得は肝要なことである」とあり、儉約は全職員の繁栄につながるという理念が示されている。

このほか、本家と別家の関係については、別家手代取締方のなかに、「職員が別家すると、本家が一向に面倒をみないというのは家法にはない近年の習慣である。今後は本家が別家の万端のことについて相談に応じ、相続はもっぱら本家が取り計らうこと」などの規定があり、別家も家族ぐるみ住友家の構成員であるという考え方方が強調されている。

なお、おもな家法書の条項数を事項別に大まかに分類してみると、表6のようになっている。もちろん相互に関連する事項が多いので、厳密な区分は困難であるが、およその傾向を知ることはできよう。

〔注〕 本文中の表はすべて『住友銀行80年史』による。

#### 〔参考文献〕

- (1) 作道洋太郎・宮本又次・畠山秀樹・瀬岡誠・水原正享『江戸期商人の革新的行動』有斐閣。
- (2) 作道洋太郎『住友財閥史』教育社。
- (3) 作道洋太郎・宮本又郎『日本商業史』有斐閣。
- (4) 宮本又次・作道洋太郎『住友の経営史的研究』実教出版。
- (5) 中瀬寿一『住友財閥形成史研究』大月書店。
- (6) 宮本又次『大阪経済人と文化』実教出版。
- (7) 竹中靖一・川上雅『日本商業史』ミネルヴァ書房。
- (8) 鳥羽欽一郎『日本の流通革新』日本経済新聞社。
- (9) 住友銀行史編纂委員会『住友銀行80年史』住友銀行。
- (10) 山口和雄・石井寛治『近代日本の商品流通』東京大学出版会。
- (11) 古島敏雄・安藤良雄『流通史II(体系日本史叢書)』山川出版社。